

PCB廃棄物を譲渡し及び譲受けする場合の手続の流れ

PCB廃棄物等の譲渡し、譲受けは原則禁止されています。

必ず事前に寝屋川市環境保全課へ御相談ください。



「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」及び「寝屋川市ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し及び譲受けの制限の例外に関する事務処理要綱」に基づき、寝屋川市では譲渡し及び譲受けできる条件を以下のとおり規定しています。

【譲渡し】

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当している場合

- (1) 破産、特別清算等により、当該事業者の経済活動の存続が認められないことが客観的に明らかであるとき。
- (2) 当該PCB廃棄物の保管場所の確保さえできない等当該事業者による確実かつ適正な処理が客観的に全く期待できない状況であるとき。

【譲受け】

以下の(1)から(5)までの要件を全て満たす者

- (1) 当該PCB廃棄物を確実かつ適正に保管及び処理できる財務状況を有すること。
- (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管できること。
- (3) 特別管理産業廃棄物保管基準を遵守できる保管設備を有すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (5) 当該PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、当該PCB廃棄物を確実かつ適正に保管、処理することについて、譲り渡そうとする者との間で、合意がなされていることを証する合意書若しくは契約書が事前に書面で交わされていること。

以下の書類を寝屋川市環境保全課へ正本1部、副本2部提出してください。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し及び譲受け申出書
- 譲り渡そうとする者が下記(1)及び(2)に該当する旨を記載した理由書
 - (1) 破産、特別清算等により、当該事業者の経済活動の存続が認められないことが客観的に明らかであるとき。
 - (2) 当該PCB廃棄物の保管場所の確保さえできない等当該事業者による確実かつ適正な処理が客観的に全く期待できない状況であるとき。
- 【譲り受けようとする者が法人の場合】
 - ・当該法人の登記事項証明書
 - ・当該法人の役員名簿（住所氏名の記載のあるもの）
 - ・当該法人が健全な財務状況であることを証する書類
- 【譲り受けようとする者が個人の場合】
 - ・譲り受けようとするPCB廃棄物を処理するに十分な資産を有することを証する書類
- 譲り受けようとする者が、譲り受けようとするPCB廃棄物を、確実かつ適正に保管及び処理する意思及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨記載した誓約書
- 譲受け後のPCB廃棄物保管施設の構造を明らかにした図面
- 【譲受け】(5)に記載している合意書若しくは契約書の写し



審査結果の通知



PCB廃棄物を譲り受けた日から30日以内に、譲受け届出書を寝屋川市環境保全課へ1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

※移動元・移動先のどちらかが寝屋川市域以外の場合には、担当都道府県市の担当課にも必ず事前に御連絡してください。